

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病の治ゆ日の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、倉庫整理の作業中、後進して倉庫内に入ってきた車がブレーキと間違えてアクセルを強く踏み込んだため、後方から追突され負傷した。受傷後、A病院、B病院及びC病院において、「両下腿コンパートメント症候群、反射性交感神経性ジストロフィー」（以下「本件傷病」という。）の治療を継続していたが、監督署長は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と認定した。

請求人は、同年〇月〇日以後に係る療養補償給付を監督署長に対して請求したところ、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

B病院医師、C病院医師、A病院医師及び理学療法士が連帯しての意見にて、3月頃からC病院のリハビリ科にて、患肢に対する装具をいろいろ改良してリハビリテーションと合わせて、装具の改良を伴い少しでも日常生活の困難を出来るだけ改善するため、①荷重調節、②歩行訓練とつなげる予定が症状固定と判定され、療養補償給付が不支給決定されたことは全く納得出来ない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の症状については負傷後3年以上経過した時点においても、請求人の主訴する両下腿の著しい疼痛が残存しているとされているが、A病院医師は、面談時における療養内容及び症状の状態として「リハビリ中心である。症状は一進一退。」とのことであり、治ゆの時期については「B病院に判断を任せたい。」と述べている。また、B病院医師は、意見書において症状固定の時期については未定とのことであるが、今後はアフターケアで対応可能との回答がなされている。また、C病院医師は、意見書において、現在の症状は両下腿部の疼痛（特に左下肢）、左足部尖足位にてA病院でのリハビリテーション、B病院でのコントロールにより少しずつ疼痛がましとの請求人の申告があり、症状固定の時期については、症状固定後のアフターケアは対応可能だが、症状固定の時期は現在の疼痛改善を見届けたいので、来年春夏頃と考えているとの回答がなされており、今後の治療効果は認められず、症状固定であると判断した。

以上より、今後、治療を継続したとしても明らかな医療効果が認められないため、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）の時期に至っているものと判断し、同年〇月〇日以後に係る療養補償給付を不支給としたものである。

4 審査官の判断

ア 本件傷病については、複数の医療機関による長期間の診療経過及び各医療機関医師の医学的所見から、難治性の疼痛疾患であることが認められる。

イ B病院医師は、意見書によると、「本年〇月、A病院にて患肢に対する装具を作成し、リハビリテーションとあわせて荷重調節、歩行訓練を行っている状況である。装具を用いた場合の症状改善の評価には期間を要し、現段階での効果判定を行うのは尚早と考える。」と所見している。また、C病院医師は、証明書において、「現在、左下肢装具着用に向けてリハビリテーションを行っている。疼痛のため、新しい装具に慣れるのに本年〇月末まで要する見込みである。」とし、診断書において、「現在、新装具作成中の状況である。その装具に慣れる期間を考えて、本年年末を症状固定時期と判断する。」と所見している。

ウ 地方労災医員は、鑑定意見として、「両下肢麻痺、疼痛に対しリハビリテーションを受け、疼痛除去のための薬物療法を受けている。治療は長期間に及んでいるが、平成〇年〇月より仮装具を作製し、同年〇月〇日より本装具の採型を行い、免荷を目的に装具作製が進行していた。平成〇年〇月〇日付けで症状固定の決定がなされているが、装具療法、薬物療法、リハビリテーションともに治療効果がなく、症状不変であるとは言えない。このため少なくとも装具療法が安定して行える時点までは治療の必要があると考えられる。」と所見している。

エ 以上の医学的所見を総合的に判断すると、請求人の本件傷病の療養に関しては、平成〇年〇月〇日時点において、装具療法による治療が継続されている時期であり、医療効果が期待し得る状態であったと認められることから、同日をもって治ゆ（症状固定）とすることは困難であると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。